

平成 19 年 3 月 16 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
東京ビルディング 20 階

日本リテールファンド投資法人

代表者名 執行役員 近藤 順 茂
(コード番号 8953)

<http://www.jrf-reit.com/>

投資信託委託業者

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 廣本 裕一

問い合わせ先 常務執行役員 南 俊一

TEL. 03-5293-7081

投資信託委託業者による投資法人の設立にかかる届出に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する本投資信託委託業者は、本日開催の取締役会において、関東財務局に対して、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第 69 条の規定に基づく投資法人の設立にかかる届出を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 届出日

平成 19 年 3 月 22 日(予定)

2. 届出の内容

「産業ファンド投資法人(英文名:Industrial & Infrastructure Fund Investment Corporation)」の設立

3. 届出の理由

本投資信託委託業者は、本投資法人を含む複数の投資法人から資産運用を受託することを目的として、平成 19 年 1 月 25 日付で投信法第 10 条の 2 の規定に基づく認可(業務の方法の変更の認可)(以下、「当該認可」といいます。)を取得しました。

また、当該認可を受け、本投資信託委託業者は、平成 19 年 2 月 13 日付で、資産運用を受託する投資法人毎に運用を担当する部門(リテール本部、インダストリアル本部)を明確に分離する等の組織変更及び人事異動を実施し、投資法人間の利益相反の防止に努め、本投資法人の利益を損なうことがないよう、関係法令等を遵守し適正な業務遂行を行うための社内体制を整備してまいりました。

上記を踏まえ、今般、本投資信託委託業者では、商業施設を投資対象とする本投資法人とは別に、産業用不動産及びインフラ不動産(注)を投資対象とする上記 2 の投資法人を新たに設立するため、当該届出を行うものです。

(注)産業用不動産及びインフラ不動産とは、主たる用途が倉庫・物流施設、工場・研究開発施設、運輸・通信関連施設、エネルギー関連施設、その他インフラ施設をいいます。

なお、当該認可の取得については、平成 19 年 1 月 25 日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ」、上記の組織変更及び人事異動については、平成 19 年 2 月 7 日付「投資信託委託業者における組織変更及び人事異動に関するお知らせ」にて各々公表しております。

以上